

R A C川育ライフジャケット 認定ガイドライン Ⅱ

2016年11月7日

NPO 法人 川に学ぶ体験活動協議会

— 目 次 —

1. 認定規則	1
2. 認定申請方法	8
3. 申請様式等	9
4. 認定マークイメージ	9

1. RAC川育ライフジャケット認定規則

自然体験活動の普及に伴い、川での体験活動現場ではライフジャケットの着用は一般化しつつある。そこで、子どもも大人も安全に楽しく川で遊び学べるよう、「RAC川育ライフジャケット」（川という自然環境下での体験活動に適したライフジャケット）について下記の通り認定規則を設定する。

「川育」®とは

かつて川は子どもが思いっきり遊べる場所でした。また、仲間と助け合うことの大切さも身につけていたところです。川は森の恵みを海につなぎ、魚たちは海の恵みを上流に運びます。流域の文化や歴史や生活があり、それを伝える人がいます。野生の生き物に触れ合え、身近で自然のしくみを理解できる場所です。

「川育」®は、子どもが経験してきた川ならではのいろいろな楽しい体験を生かして学ぶ、古くて新しい教育スタイルです。

登録商標第5406099号

第1条 総則

RAC川育ライフジャケットは、川での活動における使用を想定し、下記の基準を設定する。

- ① 流れの中での活動でも体にしっかりとフィットし、脱げにくい構造であること。
- ② 川での活動などで動きやすく、泳ぎやすいこと。
- ③ 水中において、顔面を水面上に支持し、身体が垂直よりも後方に傾き、呼吸が確保しやすい浮遊姿勢となるように作られたものであること。
- ④ 川での活動に必要な強度が確保されていること。

第2条 用語の定義

当規則で使用する用語の定義は下記の通りとする。

- ・大人用・・・主に中学生以上
- ・子ども用・・・主に小学生
- ・幼児用・・・主に未就学児

第3条 認定要件

RAC川育ライフジャケットは、第1条を満足するものとし、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

1. 浮力

- ・大人用は7.5 kg以上の浮力（子ども用・幼児用は4kg以上）を有するもの。
- ・浮力は適用体重の最大値の10%以上を有すること。

- ・表示浮力を24時間以上維持できること。
- ・前身頃の浮力が後身頃よりも大きいこと。
- ・幼児用の場合には、頭部の浮力補助を目的としたピローが背面首元に付属していること。

2. 強度

- ・川での活動に必要な十分な強度が確保されていること。

3. フィッティング

- ・しっかりと体に固定でき、ずり上がりにくく、ずり下がりにくい構造であること。
- ・子ども用のライフジャケットには股下ベルトが備わっていること。

4. ファスナー

- ・ファスナーが付いている場合、使用中に意図しない開放がし難い構造が備わっていること。

5. 保険

- ・製造物賠償保険もしくは同等の保険に加入していること。

6. 表示

- ・本体に、商品名称（または商品番号）、製造者（または販売者）、浮力および、子ども用、幼児用にあってはその旨の記載があること。
- ・本体又は付属資料に、使用要件（適用体重、適用胸囲等の適正なサイズ）、保管方法、使用・経年による劣化に関する事項の明記がされていることが望ましい。

第4条 認定マークの表示

RAC川育ライフジャケットの認定を受けたライフジャケットには、本体または付属資料に「RAC川育ライフジャケット」の認定マークを表示しなければならない。

第5条 認定手続き

RAC川育ライフジャケットの認定を受けるためには、別に定める認定申請方法に基づき、川に学ぶ体験活動協議会（RAC）の認定審査を受けなければならない。

第 6 条 試験方法等及び判定基準

試験方法等及び判定基準については、次表による。なお、この基準は固形式を対象とする。

1N≒0.102kgf

試験方法等	判定基準
<p>1. 浮力試験</p> <p>(1)または(2)の試験方法及び(3)によることとする</p> <p>(1) 浮力計測テスト 質量計測器に吊り下げられた水中の重り(鉄カゴ等:供試体の浮力よりも重いこと)に供試体を固定する。水に沈めて 24 時間経過後の荷重を計測し浮力を求める。 水中の重りのみの計測値(A) 水中の重りに供試体を固定し 24 時間経過後の計測値(B) 供試体の浮力=A-B</p> <p>試験条件:淡水、水温 20°C(±5°C)</p> <p>(2) 鉄片吊り下げテスト 浮力表示(Akg)の場合、下記の計算式による質量(Wkg)以上の鉄片を吊り下げて 24 時間淡水に浮かべる。 計算式:W=1.147×A (中性浮力の時 W=A+W/7.8 より)</p> <p>(3) 前・後の浮力 前身頃の浮力と後見頃の浮力の比較</p>	<p>1</p> <p>(1) 24 時間経過後に表示以上の浮力を有すること。</p> <p>(2) 24 時間以上浮き続けられること。</p> <p>(3) 前身頃の浮力が後見頃の浮力より大きいこと</p>
<p>2. 強度試験</p> <p>(1) 垂直方向強度試験 人が着用するのと同じ要領でベルト・紐等を締めた後、以下の図に示すとおり、強度試験供試体を吊り下げ、荷重 880N(子ども用・幼児用にあつては 580N)を 5 分間加える。</p>	<p>2</p> <p>(1) 損傷しないこと。</p>

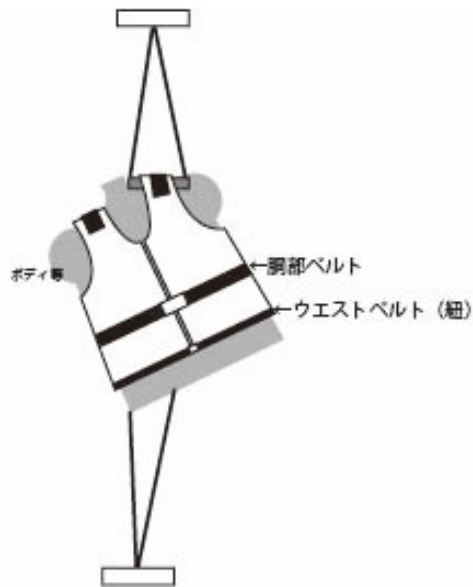


図-1

(2) 胸部強度試験

人が着用するのと同じ要領でベルト・紐等を締め
た後、供試体の着用者を締め付ける部分に荷重
880N(子ども用・幼児用にあつては 580N)を 5
分間加える。

(2) 損傷しないこと。

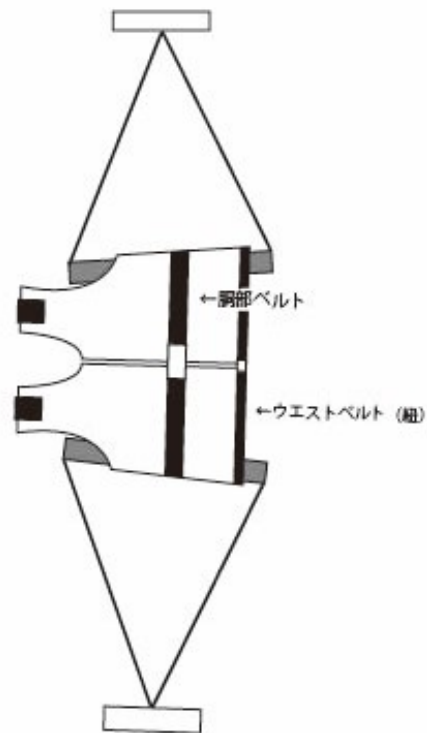
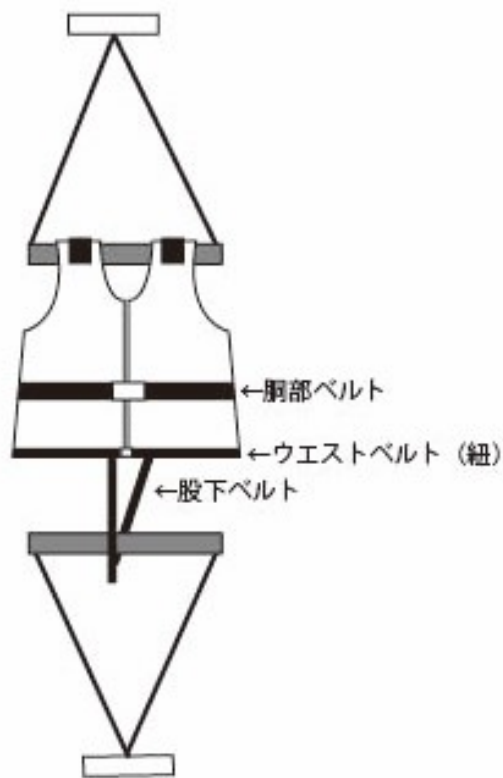


図-2

- (3) 股下ベルトの強度試験
 子ども用・幼児用の場合は、股下ベルトに荷重
 580N以上を5分間加える。



図—3

- (3) 損傷しないこと

3. フィッティングに関して

- ・ 大人用の場合は主にウエストの部分で締めるなど、固定できる構造となっていること。
- ・ 腕が動かしやすい構造であること。
- ・ 子ども用・**幼児用**の場合は上記の構造のほか、股下ベルトが備わっていること。

3

- ・ 胸部及びウエスト部が調節機能の付いたベルト又はひもで固定出来ること。(図-3 参照)
- ・ アームホール上部が身幅よりも内側であること。
- ・ 備わっていること。

4. ファスナーに関する事項

- (1) ファスナー開放防止

4

- (1) 防止機能があること。

<p>ファスナーが付いている物の場合、意図しない開放がし難い構造が備わっていること。</p>	
<p>5. 保険に関する事項 (1)保険適用 製造物賠償保険もしくは同等保険の適用。</p>	<p>5 (1) 加入していること。</p>
<p>6. 表示検査 (1) 本体表示 供試体に表示されている項目を確認する。</p>	<p>6 (1) 次の事項が表示されていること。 1. 商品名称(または商品番号) 2. 製造者(または販売者) 3. 浮力 4. 子ども用、幼児用にあっては、その旨が表示されること。</p>
<p>7. その他</p>	<p>7 第1条総則に掲げる掲げる基準を満足するものであること。</p>

2. 認定申請方法

(1) 認定申請方法

下記の書類等を揃えて RAC 事務局へ申請する。

- A. 認定申請書（様式有－PDF データもしくは書面）
- B. 仕様書（様式有－PDF データもしくは書面）
- C. 試験結果証明書（PDF データもしくは書面）

「試験方法及び判定基準」に規定する試験項目について検査した試験データ

- D. 保険証コピー
- E. 認定手数料
- F. 製品見本（供試体）

(2) 認定手数料

認定申請の際には、手数料（型式認証手数料 100,000 円）を予め RAC 指定の口座へ納付する。

尚、基本的な構造が同一であれば、S・M・L等のサイズの違いは同一型式として扱う。 ※大人用、子ども用の製品は別型式とする。

付則

- 1 本規則は 2014 年 12 月 26 日より施行される。
- 2 本規則は 2016 年 11 月 7 日に改訂する。

3. 申請様式等

別途定める。

4. 認定マークイメーヅ

別途定める。